

令和 2 年 2 月 3 日  
経営戦略会議終了後

## 第 1 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ
- 3 経過と状況報告について
- 4 その他
- 5 閉会

## 新型コロナウイルス関連肺炎に係る対応状況について

### 1 これまでの経緯

日時	報道等	国の対応	県の対応	市の対応
1月16日	・日本国内で初めて、新型コロナウイルスによる肺炎を確認			
1月17日		・厚生労働省が、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起についての事務連絡を、都道府県、保健所設置市、特別区及び医師会へ送付		
1月23日	・中国の専門チームが、新型コロナウイルスによる肺炎の感染源は食用野生物の可能性が高いと発表		・新型コロナウイルスに関する広島県感染症対策連絡会議を開催	・事務連絡を厚生労働省から入手 ・市HPにおいて、市民に注意喚起 ・マスク及び消毒液を購入
1月24日	・国内2例目の新型コロナウイルスによる肺炎を確認 ・武漢を出発する航空便や列車を停止			
1月27日		・新型コロナウイルス関連肺炎に関する政府対策本部を30日に設置する方針を発表		・経営戦略会議において、30日開催の新型インフルエンザ等対策訓練について報告 ・季節性インフルエンザ並みの予防対策(窓口対応を行う部署にマスクの着用と手洗い、うがいの励行)を指示
1月28日	・武漢に渡航歴のない感染者が発生(人から人への国内初感染)。 ・中国の死者100人超、感染者4,500人超	・新型コロナウイルスを指定感染症に指定		・新型コロナウイルス関連肺炎について(通知)の文書を全庁発信
1月29日	・中国の死者130人超、感染者6,000人超で、SARSの感染者を上回る	・中国に滞在する邦人を帰国させるため、チャーター機を派遣 ・帰国した邦人12人が入院	・知事を本部長とする、特別警戒本部を設置 ・県内の保健所等、計19か所に24時間態勢の電話相談窓口を開設	・県が警戒体制に入ったことにより、東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、連絡調整部会を設置し、警戒体制に移行 ・新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応について(通知)の文書を全庁発信
1月30日	・中国の死者170人超、感染者7,700人超 ・日本国内で無症状病原体保有者2例の報告 ・1月30日現在、日本国内の感染者9人	・第1便で帰国した邦人のうち、3人が陽性 ・帰国者の滞在先にフェリーを検討	・新型コロナウイルス感染症特別警戒本部の非常体制への移行及び特別警戒支部の設置	・新型コロナウイルス感染症に係る第1回連絡調整部会の開催 ・市HPのトップページ緊急情報に情報を掲載
1月31日	・WHOが緊急事態宣言 ・中国の死者210人超、感染者9,700人超	・武漢などの滞在外国人を、当分の間、入国拒否	・広島市と合同で、マスク11万枚を中国へ発送	・市長を本部長とする、対策本部を設置
2月1日	・中国の死者250人超、感染者1万1千人超 ・日本国内の感染者20人			

### 2 国内外の発生状況について

国名	感染者数	死亡者数
中国	14,380人	304人
日本	20人(無症状5人を含む。)	0人
上記以外	155人	1人

2月2日現在

## 新型コロナウイルス感染症に対する本県の対応について

### 1 趣旨

国は、令和2年1月28日、新型コロナウイルス感染症を感染症法に定める指定感染症に指定する政令を公布し、令和2年2月7日から施行することとしました。

これを受け、県では、本日から次のとおり対応することとしましたので、県民の皆様、報道機関の皆様には、万が一の感染拡大防止に御協力をお願いします。

### 2 本県における対応

#### (1) 知事を本部長とする「広島県特別警戒本部」の設置

特別警戒本部の設置により、新型コロナウイルス感染症を診療する県内の感染症指定医療機関との連携など、感染症の予防及び応急対策を強化します。

#### (2) 県民向け相談窓口の設置(別紙のとおり)

### 3 県民の皆様への呼びかけ

広島県では、県民の皆様は、次のことに御注意いただくよう呼び掛けております。報道機関におかれましては、県民の皆様への周知に御協力をお願いします。

#### ○県民の皆様へ

- 次の症状が認められ、かつ渡航歴等の条件を満たす方(症例定義)は、速やかに最寄りの相談窓口に連絡し、その指示に従ってください。  
[症状] 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状を有している  
[条件] 発症から遡って2週間以内に ①中国武漢市への渡航歴がある または  
②「中国武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。
- 特に症状が認められない方は、過度に心配することなく、咳エチケットや手洗いの徹底などの通常の感染対策に努めてください。

### 4 県のこれまでの対応(参考)

- (1) 庁内連絡会議の開催(1月22日 14:30~)
- (2) 新型コロナウイルスに関する広島県感染症対策連絡会議の開催(1月23日 12:30~)
- (3) 県ホームページに「新型コロナウイルスに関連した肺炎に関する情報」を掲載  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/bukan-coronavirus.html>

## 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置について

## 1 趣旨

県では、「広島県特別警戒本部」の設置に伴い、本日（1月29日）から次のとおり相談窓口を設置し、県民の皆様からの相談を受け付けます。

## 2 相談対応

次の症状が認められ、かつ渡航歴等の条件を満たす方（症例定義）は、速やかに最寄りの相談窓口に連絡し、その指示に従ってください。

〔症状〕発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有している

〔条件〕発症から遡って2週間以内に ①中国武漢市への渡航歴がある または

②「中国武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

## 3 相談窓口 【休日・夜間は、医療機関の受診などの緊急の相談のみに対応します。】

保健所名等	連絡先			所管区域
	平日 8時30分 ～17時15分	休日(土日祝) 8時30分 ～17時15分	夜間 (左記以外)	
広島県西部保健所	(0829) 32-1181		080-1635-8801	大竹市, 廿日市市
広島県西部保健所広島支所	(082) 228-2111			安芸高田市, 安芸郡, 山県郡
広島県西部保健所呉支所	(0823) 22-5400			江田島市
広島県西部東保健所	(082) 422-6911			竹原市, 東広島市, 豊田郡
広島県東部保健所	(0848) 25-2011			三原市, 尾道市, 世羅郡
広島県東部保健所福山支所	(084) 921-1413			府中市, 神石郡
広島県北部保健所	(0824) 63-5181			三次市, 庄原市
広島県感染症・疾病管理センター (広島県健康対策課)	(082) 513-2567			上記全区域
広島市中保健センター	(082) 504-2528			広島市中区
広島市東保健センター	(082) 568-7729			広島市東区
広島市南保健センター	(082) 250-4108			広島市南区
広島市西保健センター	(082) 294-6235			広島市西区
広島市安佐南保健センター	(082) 831-4942			広島市安佐南区
広島市安佐北保健センター	(082) 819-0586			広島市安佐北区
広島市安芸保健センター	(082) 821-2809			広島市安芸区
広島市佐伯保健センター	(082) 943-9731			広島市佐伯区
広島市健康推進課	(082) 504-2622	(082) 245-2111		上記広島市全区域
呉市保健所	(0823) 25-3525	(0823) 25-3590		呉市
福山市保健所	(084) 928-1127	(084) 921-2130		福山市

令和2年1月28日(火)

**【照会先】**

健康局 結核感染症課

感染症情報管理室長

梅田 浩史 (内線2389)

課長補佐 加藤 拓馬 (内線2373)

主査 柳川 愛実 (内線2932)

(代表電話) 03 (5253) 1111

報道関係者各位

# 新型コロナウイルスに係る厚生労働省 電話相談窓口(コールセンター)の設 置について

今般の新型コロナウイルス関連肺炎の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を1月28日(火)18時より設置することといたしましたので、お知らせいたします。

厚生労働省としては、ウェブサイト等と合わせて、引き続き正確な情報発信に努めて参ります。

○ 厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

○ 受付時間 9時00分～21時00分  
(1月28日のみ18時より受付)

## 8 組織体制

### （１）新型インフルエンザ等発生時の体制

本市における新型インフルエンザ等対策は「東広島市危機管理指針」における組織体制をもとに実施する。なお、各発生段階は新型インフルエンザ等の発生状況に応じた段階とする。

発生段階	未発生期			海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
国の危機管理体制	発生前 「新型インフルエンザ等閣僚会議」 補佐「関係省庁対策会議」			発生後 「政府対策本部（本部長：内閣総理大臣）」 補佐「現地対策本部」 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>緊急事態宣言</b>                      外出自粛要請、施設の使用制限                      臨時の医療施設の設置                 </div>				
	平常時	注意体制	警戒体制	非常体制				警戒体制
県の危機管理体制	広島県感染症対策連絡会議（新型インフルエンザ等対策）		広島県新型インフルエンザ等警戒本部（本部長：健康福祉局長）	広島県新型インフルエンザ等対策本部（本部長：知事）			広島県新型インフルエンザ等警戒本部（本部長：健康福祉局長）	
	平常時	警戒体制 ※1	非常体制				警戒体制 ※2	
市の危機管理体制	通常体制（情報収集・共有）		新型インフルエンザ等対策連絡調整部会（部会長：健康福祉部長）	新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）			新型インフルエンザ等対策連絡調整部会（部会長：健康福祉部長）	

※1 国内・県内で鳥インフルエンザの人への感染例が発生したとき、又は、海外で新型インフルエンザ等感染疑い例が発生したとき。

※2 県が政府対策本部を解散した時は、警戒体制へ移行する。

市の危機管理体制は段階に応じて定めているが、状況の変化に対して国の対策の変更や、様々な事態が生じることが想定される。そのため、社会の状況に応じて国、県、事業者等と相互に連携し、臨機応変に対処していくこととする。

**ア 警戒体制**

未発生期において県が警戒本部を設置する期間と緊急事態宣言が解除された小康期においては、警戒体制をとる。健康福祉部長を部会長とする「東広島市新型インフルエンザ等対策連絡調整部会（以下「連絡調整部会」とする。）」を設置し、行動計画に基づく新型インフルエンザ等の発生に備えた対応方針を検討し、対策の準備等を行う。なお、部会長は必要に応じて、関係課を招集することができる。

部会長	健康福祉部長
部会員	総務課長、職員課長、危機管理課長、地域づくり推進課長、環境対策課長 社会福祉課長、保育課長、健康増進課長、農林水産課長、警防課長 教育総務課長、学事課長、生涯学習課長
事務局	健康増進課

**イ 非常体制**

原則、県が対策本部を設置した場合は、非常体制をとる。市長を本部長とする「東広島市新型インフルエンザ等対策本部」に移行し、行動計画に基づき、迅速かつ的確な対策を実施する。

本部長	市長
副本部長	両副市長
本部員	教育長、各部長、会計管理者、消防局長、水道局長 教育委員会事務局の各部長、災害復旧担当理事、議会事務局長、各支所長
事務局	主務：危機管理課、補佐：健康増進課

**(2) 主な業務**

事案発生時の対策は、行政組織規則の事務分掌等に沿って担当する（計画に掲載していない対策が必要になった場合も、この考え方により対策を講じる）。各部局が連携、協力し、全庁一体となった取組を行う。

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部内の業務の維持に関すること。</li> <li>○職場内の感染予防策及び感染拡大防止に関すること。</li> <li>○関係機関及び関係団体等との情報の共有に関すること。</li> <li>○所管する事業者等への情報提供及び対策実施への協力、助言に関すること。</li> <li>○県内未発生期以降における関係団体、関係施設等での活動の継続又は自粛要請に関すること。</li> <li>○所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること。</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対策本部の設置及び廃止に関すること。</li> <li>○対策本部の庶務に関すること。</li> <li>○広島県危機管理監との連携に関すること。</li> <li>○新型インフルエンザ等発生の動向の情報収集に関すること。</li> <li>○災害応急救助物資（食料、生活必需品）の利用に関すること。</li> <li>○業務の維持の総括に関すること（部局間の職員の動員を含む）。</li> <li>○特定接種に関すること。</li> </ul>

政策企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通機関へのまん延防止に係る情報提供に関すること。</li> <li>○市民への情報提供に関すること（各支所を含む）。</li> <li>○報道機関への情報提供に関すること。</li> <li>○広報、市ホームページ等での情報発信に関すること。</li> <li>○住民自治協議会への情報提供に関すること。</li> <li>○外国人への情報提供に関すること。</li> </ul>
財務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係経費の予算に関すること。</li> <li>○車両計画に関すること。</li> </ul>
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民への情報提供に関すること（各出張所を含む）。</li> <li>○火葬許可に関すること。</li> <li>○遺体の安置、火葬に関すること。</li> <li>○環境衛生に関すること。</li> <li>○ごみ収集・し尿等の収集業務の維持に関すること。</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連絡調整部会の設置及び廃止に関すること。</li> <li>○連絡調整部会の庶務に関すること。</li> <li>○対策本部の庶務に関すること。</li> <li>○援護を必要とする者の応急相談及び救護に関すること。</li> <li>○障害者福祉施設等への情報提供及び感染状況の把握に関すること。</li> <li>○障害者福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止（閉鎖措置を含む）に関すること。</li> <li>○要援護世帯の相談及び生活支援等に関すること。</li> <li>○保育所（園）、児童福祉施設等への情報提供及び感染状況の把握に関すること。</li> <li>○保育所（園）、児童福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止（閉鎖措置を含む）に関すること。</li> <li>○高齢者施設等への情報提供及び感染状況の把握に関すること。</li> <li>○高齢者施設等の感染予防及び感染拡大防止（閉鎖措置を含む）に関すること。</li> <li>○広島県健康福祉局、西部東保健所との連携に関すること。</li> <li>○県のサーベイランス事業への協力に関すること。</li> <li>○特定接種に関すること。</li> <li>○住民の予防接種に関すること。</li> <li>○ワクチン接種に伴う副反応情報収集に関すること。</li> <li>○相談窓口の設置、運営に関すること。</li> <li>○新型インフルエンザ等の情報収集及び情報提供に関すること。</li> <li>○医療機関との連絡調整に関すること。</li> <li>○防疫用薬剤等の確保及び配分に関すること。</li> <li>○職員への感染症に関する対策及び情報提供に関すること。</li> </ul>
産業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工団体等との連絡調整に関すること。</li> <li>○観光客への情報提供及び感染状況の把握に関すること。</li> <li>○観光施設でのまん延防止策に関すること。</li> <li>○家畜の被害調査に関すること。</li> <li>○家畜の防疫に関すること。</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国・県道路管理者との連携に関すること。</li> </ul>
都市部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施工中の建設工事従事者の感染予防及び感染拡大防止に関すること。</li> </ul>
下水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道業務の維持に関すること。</li> </ul>
会計管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係経費の支出に関すること。</li> </ul>
消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染者（疑いを含む）の搬送・移送に関すること。</li> <li>○関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>
水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲料水確保対策に関すること。</li> <li>○関係機関及び関係団体等との情報の共有に関すること。</li> </ul>
支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の開設・運営に関すること。</li> <li>○支所管内の感染状況の把握・報告に関すること。</li> </ul>
学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校における感染予防及び感染拡大防止の実施に関すること。</li> <li>○教職員の動員に関すること。</li> <li>○学級閉鎖に関すること。</li> <li>○学校サーベイランスに関すること。</li> <li>○学校給食センターへの情報提供、感染予防及び感染拡大防止に関すること。</li> </ul>
生涯学習部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染予防・感染拡大防止に関すること。</li> <li>○不特定多数の者が参加する研修会、イベント等の自粛に関すること。</li> </ul>